

経済産業省令第七十七号

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第四条第一項、第五条第一項及び第十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十八年六月八日

経済産業大臣 二階 俊博

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則

（特定研究開発等計画の認定の申請）

第一条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定により特定研究開発等計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、その特定研究開発等の拠点となる施設を定め、様式第一による申請書一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該中小企業者（法人である場合に限る。）の定款

二 当該中小企業者（法第二条第一項第八号に掲げる者にあつては、当該特定研究開発等計画に参加する全ての構成員）の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

3 法第四条第一項の代表者は、一名とする。

（特定研究開発等計画の変更に係る認定の申請）

第二条 法第五条第一項の規定により特定研究開発等計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二による申請書一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該特定研究開発等計画に従つて行われる特定研究開発等の実施状況を記載した書類

二 前条第二項各号に掲げる書類

3 前項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる書類に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。ただし、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、当該書類の提出を命ずることができる。

(特許料軽減申請書の様式)

第三条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令(平成十八年政令第 号。以下「

令」という。)第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第三により作成しなければならない。ただし、特許法第一百七条第一項に規定する第四年から第六年までの特許料を別に納付する場合は、その都度、一の申請ごとに様式第三により作成しなければならない。

(審査請求料軽減申請書の様式)

第四条 令第四条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第四により作成しなければならない。

(特許料軽減申請書等の添付書面の省略)

第五条 令第三条第一項又は第四条第一項の申請書(以下「特許料軽減申請書等」という。)に添付すべき書面を他の特許料軽減申請書等の提出に係る手続において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の特許料軽減申請書等に添付した令第三条第一項に規定する申請に係る特許発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るものであることを証する書面及び認定計画の写し並びに同条第二項各号に掲げる書面並びに令第四条第一項に規定する申請に係る発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成

果に係るものであることを証する書面及び認定計画の写し並びに同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、特許料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができる。

(特許料軽減申請書等の提出等)

第六条 法第九条第一項又は第二項に規定する中小企業者が特許料軽減申請書等を提出する場合には、提出者の住所若しくは居所又はその主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない。

2 前項の場合において、特許庁長官は、提出者が法第九条第一項又は第二項に規定する中小企業者であることを確認したときは、その提出者に経済産業局長を経由して確認書を交付するものとする。

(権限の委任)

第七条 法第四条第一項、第五条第一項及び第二項並びに第十二条の規定による経済産業大臣の権限は、当該特定研究開発等計画の拠点となる施設の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年六月十三日）から施行する。

### (特許法施行規則の一部改正)

第二条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二に次の一項を加える。

5 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第九条第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第 号）第六条第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

第六十九条に次の一項を加える。

6 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第九条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則第六条

振替口座の振替口座の細目や記号については以下のとおり。

振替口座の振替口座「審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。」G1  
U「第31条の2第5項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の  
規定の適用を受けようとするときは「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】  
」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査  
請求料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに請求すると  
きは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料軽減申  
請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。」やR1N。

振替口座の振替口座「特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。」G1U「  
第69条第6項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定の適  
用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて  
、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減  
。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「中小企業のも

のづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。」やんん。

様式第70の備考3の「特許料の金額」の欄（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）」や「合算して得た額」の欄（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）」や「納付するときは、」の欄を国を含む者の共有に係る権利にあつては、やんん「記載する」や「記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号（〇〇〇〇 持分〇/〇）」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合〇/〇」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する」にやん。

様式第70中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 第69条第6項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許権者ごとに行を改めて記載する。ただし、備考3により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するに及ばない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令四十一号)の一部を次のように改定する。

第六条の二の二の二「特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。」の二を「

特許法施行規則第69条第6項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許

料等に関する特記事項」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに申出するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。」と記入する。

「合算して得た額」の欄に「特許料の金額」の欄に「減免を受ける者にあつては、その減免後の金額」と記入し、その国を含む者の共有に係る権利にあつては、「合算して得た額」と記入し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては、「納付年分」の欄の次に「特許料等に関する特記事項」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号(〇〇〇〇 持分〇/〇)」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合 〇/〇」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する。」と記入する。

様式第20中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

- 4 特許法施行規則第69条第6項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに申出するときには「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許権者ごとに行を改めて記録する。ただし、備考3により減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するには及ばない。